

令和7年度

除雪基本計画



横手市

目 次

1. 目 的	1
--------	---

2. 除雪の基本方針

1) 実施体制及び組織	1
2) 道路除雪	1
3) 流雪溝、消融雪施設	2

3. 令和7年度重点項目

1) 安全な冬期交通の確保	2
2) 安全で効率的な作業の実施	2
3) 市民との協働による雪処理対策	2

4. 通常降雪時の対応

I. 除雪実施要領

1) 通常除雪	3
2) 歩道、交差点・踏切除雪	5
3) 凍結防止剤散布	5
4) 拡幅作業、路面整正作業	5
5) 排雪作業	6
6) 公共施設	6
7) 市道路線以外の除雪	6
8) 雪捨て場	6

II. 防雪施設及び道路標識

1) 防雪柵	7
2) 道路標識（スノーポール）	7

III. 市民との協力体制

1) 除雪作業に対する協力要請	7
2) 市民が行う除雪活動に対する支援	7
3) 小路対策	8
4) 雪国のくらしを守る総合的な取り組み	8

IV. 各地域局・建設部の連携強化

1) 集中除排雪作業	8
2) 相互乗り入れ・除雪機械の融通	8
3) 情報の共有及び活用	9
4) 連絡調整・パトロール協力体制	9

V. 除雪作業マニュアル

1) 職務分掌	9
2) 安全運行の心得	10
3) 注意事項	11
4) 作業の記録	12

VI. 事故対応

1) 事故対応	12
---------	----

5. 豪雪時の対応

1) 各機関との協力体制	12
2) 歩道・交差点等の安全対策	12

各種資料	13～
------	-----

1. 目 的

豪雪地帯において、「安全で快適な住みよいまちづくり」の基本は雪対策にあるが、近年、生活様式の変化や少子高齢化が進む中で、よりきめ細やかな雪対策が求められている。

このような状況にかんがみ、本計画では、横手市における除雪について、市民の積極的な協力を得ながら総合的かつ計画的に道路交通の確保を推進することを目的に基本的な事項を定める。

2. 除雪の基本方針

1) 実施体制及び組織

- ① 除雪作業を円滑に進めるため、令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間、各地域課及び建設部全課で構成する除雪対策本部を建設課内に設置する。本部長の任には建設部長が当たり、建設課長は本部長を補佐し各地域課の除雪作業が効果的・合理的かつ均一に行われるよう総合調整を行う。
- ② 除雪対策本部は、横手市地域防災計画に基づき横手市大雪警戒部または同大雪対策部等が設置されたときは、これと密接に連携をとりながら大雪対応に取り組む。

2) 道路除雪

- ① 令和7年度の市管理道路の機械除雪延長は、車道1,065.6km、歩道92.0kmさらに認定外道路24.2km、合計1,181.8kmである。うち、18.2kmは、効率的な除雪作業として県が市道を除雪している。また、交換路線として18.0kmの県道を市が除雪している。
これを、直営135台、委託260台の除雪車により、降雪状況に応じた作業を行い冬期の道路交通の確保を図る。
- ② 11月1日以降の除雪出動に対応するため、直営・委託共に車両整備は10月31日までに完了させる。また、本格的な降雪期の前に、スノーボールの設置や担当路線の事前確認など諸準備を完了させる。
- ③ 直営及び委託による除雪作業は、市内9箇所に設置した降雪センサーの検知による通報に基づき、地域局の指令により早朝実施する。ただし、必要に応じて日中も随時出動する。
なお、除雪対策本部設置期間以外においても、降雪状況によっては除雪車が出動できる体制をとる。

3) 流雪溝、消融雪施設

流雪溝については12月初旬から稼働できるよう努め、転落事故等が発生しないよう転落防止網の設置とグレーチングの開けっ放し防止に努めるとともに、ルール遵守を市民に喚起しながら、その効果が最大限発揮できるよう適正な維持管理を行う。管理費については基本的に一部住民負担を求める。消融雪施設に対しては、横手市除雪活動費補助金交付要綱に基づき、設置費や管理費の一部を助成する。

3. 令和7年度重点項目

1) 安全な冬期交通の確保

- ① 国、県及び地域局間の連携による全市で差のない道路環境の確保
- ② 歩道や通学路等のきめ細かな除排雪による歩行者にやさしい歩行空間の確保
- ③ 交差点や急カーブ、急勾配区間等の見通し確保及び段差発生の防止
- ④ 狭隘道路の除雪体制の強化による住民の安全の確保
- ⑤ 市民との連携による生活に密着した路線の除排雪の充実
- ⑥ パトロール体制の強化による穴ぼこ等、危険個所の早期発見及び早期対応

2) 安全で効率的な作業の実施

- ① 除排雪作業時の事故防止の徹底により「事故ゼロ」を目指す
 - ・ 除雪路線の危険箇所等の事前把握と情報共有
 - ・ 作業開始前、作業中、作業終了後の指差し確認等、周辺の安全性について確認を徹底
 - ・ 作業中の「ヒヤリ、ハット」等、ミーティングによる注意喚起
 - ・ 事件事例の情報共有
- ② 除排雪技術力の向上
 - ・ 除雪作業従事者を対象とした技術講習の実施

3) 市民との協働による雪処理対策

- ① 市民の除雪活動への支援と雪処理マナー遵守の啓発による円滑な除排雪の実施
- ② 雪道危険箇所、除雪作業予定や雪捨て場等に係る情報の発信
- ③ 市民との協働による通学路の雪壁対策の実施
- ④ 市民との協働による雪捨て場のクリーンアップの実施

4. 通常降雪時の対応

I. 除雪実施要領

1) 通常除雪

① 除雪路線

除雪対象路線は以下のとおりとする。

- ア 幹線道路、バス路線・スクールバス路線、歩道及び通勤・通学路等の重要路線
- イ 公共施設への道路及び駐車場
- ウ その他、市長が特に必要と認めた路線

道路種類別の機械除雪管理基準

路線区分		管理基準
共通		・改良済み道路については2車線以上を確保することとし、それ以外については所定の車線及び車道幅員を確保する
幹線道路	バス路線の他、主要な幹線市道（1級市道に準ずる道路）	・車道幅員の狭い区間については、大型車のすれ違いが可能となる幅員を確保する ・通常除雪作業後の圧雪厚は0～5 cm以下でワダチはなくす ・交差点においては所定の車線(本線及び右左折レーン)を確保する
準幹線道路	地区の幹線的路線（2級市道に準ずる道路）	・車道幅員の狭い区間については、小型車のすれ違いが可能となる幅員を確保する ・通常除雪作業後の圧雪厚は0～5 cm以下でワダチはなくす ・交差点においては所定の幅員を確保する
生活道路	上記以外の生活道路（その他市道に準ずる道路）	・車道幅員の狭い区間については、緊急車両の通行が可能で小型車と歩行者のすれ違いが可能となる幅員を確保する ・通常除雪作業後の圧雪厚は0～10 cm以下でワダチは3 cm程度とする ・交差点においては所定の幅員を確保する
その他道路	生活道路ではあるが幅員が狭く除雪が困難な道路や農道等恒常的な除雪が不要な道路	・道路の利用状況に合わせ実施することから特に基準は設けない
交差点	信号機が設置されていない交差点箇所	・優先道路への進入時一時停止の必要がある交差部の見通し確保を図る（特に右側の見通しに配慮する）

② 出動基準

ア 早朝除雪は、午前1時から午前2時までの間の観測により、以下のいずれかの基準に該当した場合出動する。ただし、12月までおよび3月以降は、道路状況や天候を勘案しながら降雪量の基準をカッコ内の数値に変更する。

- a 前日午後5時からの降雪量が10(15)cm以上の場合
- b 降雪量5(10)cm程度でも明け方までに10(15)cm以上になると予想される場合
- c 吹き溜まりの発生や圧雪、路面の不陸状態を総合的に勘案し必要と判断される場合

イ 日中は、降雪の状況またはパトロールにより、出動が必要と判断される場合に出動する。

出動基準

新雪除雪	降雪量 10 cm以上あるいは降雪量 5 cm程度でも 10 cm以上になると予想される場合または吹き溜りの生ずるおそれのある場合（作業は午前 7 時 30 分までに完了する）
路面整正	不陸やわだちの発生により通行に支障がある場合または支障になると予想される場合
拡幅除雪	路肩への堆雪により、必要な道路幅員及び堆雪幅が確保されていない場合や今後の除雪に備え拡幅の必要がある場合
凍結防止剤散布	路面凍結により通行に支障がある場合または支障になると予想される場合
運搬排雪	堆雪により拡幅除雪が困難で、必要な車道幅員が確保できない場合や今後の除雪に備え拡幅の必要がある場合
歩道除雪	降雪が 10 cmに達した場合、又は車道除雪された雪が歩道上に堆積し、歩行に障害になる場合

③ 作業時間

ア 早朝除雪は、原則として午前 2 時 30 分に開始し、午前 7 時 30 分までに完了し交通の確保ができるように努める。

イ 日中の除雪作業は、通勤通学時間帯を避け十分な安全確認をしながら実施する。

ウ 早朝出動日の日中は原則として交代での半日勤務とし、作業員の休息時間を確保する。

④ 指令

ア 早朝除雪は、横手、横手金沢、小栗山(増田)、平鹿、雄物川、大森、十文字、山内、大雄に設置した降雪センサーの検知により、午前 2 時 00 分までに横手市除雪通報システムにより、各地域課にメールで通知する。

イ 各地域課はシステムからメールを受け、出動を指令する。（メールにより、作業員及び委託業者に対し出動を指令）ただし、各地域課は、降雪量の地域差及び天気予報を総合的に勘案し、出動不要と判断した場合は、全部または一部の出動を見送ることができる。この際、DEDASUKA（出動情報携帯電話表示システム）に「出動」「一部出動」「なし」を入力する。

ウ 各地域課は、降雪状況により単独で管内全部出動を指令することができる。この際、DEDASUKA に「出動」を入力する。

エ 各地域課は、降雪状況により単独で管内山間地域の出動を指令することができる。この際、DEDASUKA に「一部出動」を入力する。

オ 吹き溜まり除去、暖気の際の圧雪除去の出動判断は、各地域課が行う。この場合、各地域課はできるだけ午後 5 時以前に DEDASUKA に「出動」または「一部出動」を入力する。

カ 午前2時30分以降の出動は、各地域課の判断による。

センサーからの通報先

センサー名	通報先
横手センサー	横手、平鹿
横手金沢センサー	横手
小栗山センサー（増田）	増田
平鹿センサー	平鹿、横手、増田
雄物川センサー	雄物川、平鹿
大森センサー	大森
十文字センサー	十文字、増田
大雄センサー	大雄
山内センサー	山内

※出勤は各地域局の判断によるが、通勤経路等で複数の地域局間に跨る路線部については、特に連絡調整を密にし作業を行うものとする。

地域局ごとセンサーからの受信一覧

地域局名	センサー名
横手	横手、横手金沢(横手)、平鹿
増田	小栗山(増田)、平鹿、十文字
平鹿	平鹿、横手、雄物川
雄物川	雄物川
大森	大森
十文字	十文字
大雄	大雄
山内	山内

2) 歩道、交差点・踏切除雪

歩道については、通勤・通学路を優先に機械除雪を実施し、歩行環境の確保に努める。

交差点と踏切周辺は、見通しの確保に努めるとともに、段差やワダチが生じないようにきめ細かな作業に努める。

3) 凍結防止剤散布

急な坂道、急カーブ、トンネル出入口、橋りょう部、交差点、踏切付近には凍結防止剤を散布し事故防止に努めるとともに、必要に応じて砂箱等を設置する。

4) 拡幅作業、路面整正作業

通常除雪により道路の幅員が狭くなり、以降の降雪に対し通常除雪では幅員を確保することが困難と認められる場合は、拡幅(幅出し)作業を実施する。拡幅作業実施の基準は、改良整備済みの道路においては2車線以上の確保、その他の道路においては小型自動車同

土または小型自動車と歩行者が交差できる幅員の確保とする。

不陸やワダチにより交通障害が発生した場合は、路面整正作業を実施する。路面に圧雪があり、気温の上昇により交通障害が予想される場合においても、路面整正(圧雪除去)作業を行う。

5) 排雪作業

堆雪により、除雪機械のみによる拡幅が困難で、著しい交通の障害が生ずる恐れのある路線及び箇所については、運搬排雪を実施する。運搬排雪は、幹線道路及びバス路線、交差点及びカーブなど危険箇所を優先して行い、その他の路線は通勤・通学のための重要度・交通量を勘案し実施する。

6) 公共施設

学校・保育所・市立体育館・市営駐車場・コミュニティセンターなどの公共施設の除雪は早朝道路除雪に合わせて実施する。各施設に対しては、作業の妨げとなる夜間駐車を行わないよう、利用者への周知を依頼する。

また、除排雪作業は市道等生活道路が優先されるため、行事等のため公共施設の駐車場等の除排雪作業を必要とする場合は、施設管理者は期間に余裕を持ち建設課及び所管の地域課と十分協議を行うこと。

7) 市道路線以外の除雪

除雪作業は、冬期交通確保を目的に市道の計画路線を第一に行う。市道路線以外の果樹園、農林業施設等に至る道路については、計画路線の状況と産業振興上の必要性を勘案して実施する。

8) 雪捨て場

市の排雪及び一般市民の排雪のため、別表7)のとおり雪捨て場を確保する。また、大雪に見舞われた際の雪捨て場増設のため、関係機関と事前に協議を行う。

Ⅱ. 防雪施設及び道路標識

1) 防雪柵

吹雪の際の視界確保と吹き溜まりの発生を抑制するため、降雪期にあわせ防雪柵の再設置・収納作業を実施する。

2) 道路標識（スノーポール）

冬期間は、堆雪により路肩の位置が不明瞭になるため、路肩にスノーポールを設置する。デリネーターを伸長またはカバーするタイプのもののほか、竹ざおに塗装したものや反射テープを貼ったものを使用する。なお、交通量の多い交差点部分には自発光型スノーポールを設置し除雪作業のみならず交通安全に資することとする。

スノーポールは除雪作業の重要な目印となるものであり、路肩のみならずガードレールや消火栓など除雪作業時破損する恐れのある構造物の付近に設置する。

スノーポールは11月中旬まで設置を完了させ、降雪状況を勘案しながら3月中に撤去する。なお、山間傾斜地においては、融雪期にスノーポールが道路側に傾斜し通行車両に損傷を与える例があることから、事故防止を図るため、パトロール時のみならず除雪作業時にも確認を徹底する。（オペレータからの報告による対応を行う）

Ⅲ. 市民との協力体制

1) 除雪作業に対する協力要請

円滑で効率的な除雪作業を実施するため、またお互いが気持ちよく冬をすごすためには、雪国に暮らすマナーを守り助け合うことが必要であり、コミュニティFMや市報により、特に以下について市民に周知し協力を依頼する。

- ① 路上や公共施設駐車場への夜間駐車をしないこと
- ② 玄関前の雪は各家庭で処理すること
- ③ 敷地内の雪を道路に出さないこと
- ④ 除雪作業が終わったら流雪溝及び融雪溝のフタを閉めること
- ⑤ 作業中の除雪車に近寄らないこと

2) 市民が行う除雪活動に対する支援

横手市除雪活動費補助制度により、町内会等除雪活動団体が主体となって行う消融雪施

設や除雪機械等の整備に対し、予算の範囲内でその経費の一部を助成する。また、管理運営費（電気料・燃料費、修理代）についても、一部を助成する。なお、市報や市ホームページへの掲載等により、全市での制度の周知に努める。

3) 小路対策

道路の幅員が狭く市の除雪車による作業が困難な小路等については、生活道路除排雪協働事業により、市と住民が一体となり除排雪に努める。

4) 雪国のくらしを守る総合的な取り組み

庁内関係課及び庁外関係機関と連携を深め、雪国の安全なくらしを守る活動を進める。

- ① 雪崩や落雪の恐れがある箇所を発見した場合は、直ちに通行止めや避難誘導の措置をとるとともに、地域課地域総務係・危機対策課・消防本部・警察等関係機関に周知する。
- ② 雪おろし事業者の市への登録を要請し、市民へ当該事業者の周知を図るとともに、高齢者世帯等で、間口の確保・屋根雪の処理に難渋している個別の世帯の情報を把握した場合は、高齢ふれあい課所管の「横手市高齢者等除排雪及び雪下ろし事業」の支援制度を紹介し状況改善に努める。
- ③ 屋根雪により倒壊する恐れのある家屋や農業施設等を発見した場合は、関係課へ通知し、所有者または関係者による雪下ろし作業の実施を喚起してもらう。
- ④ 雪下ろし中の転落事故防止のため、関係課と連携し市民への注意喚起に努める。

IV. 各地域課・建設部の連携強化

1) 集中除排雪作業

各地域課の除雪車両・ダンプ及び作業員を集結した集中除排雪作業を実施しており、地域局間連携の強化と効率的な作業実施の面で大きな実績をあげている。

大雪など、必要に応じ市内の全域で集中作業の実施を検討する。

2) 相互乗り入れ・除雪機械の融通

- ① 効率的な除雪路線の構築のため、県、各地域課の枠組みを越えた相互乗り入れの強化を図る。
- ② 除雪機械が故障し、修理に不測の日数を要する場合または修理不能の場合、地域課間で

除雪機械の融通を行う。このため、建設課において常に除雪機械のデータベースを整備し、各地域課の待機車両を常に把握できる状態にしておく。

3) 情報の共有及び活用

- ① 各地域課の除雪出動及び積雪の情報を共有するため、昨年度と同様に庁内LANのパソコンに各地域の状況を入力する。また、各地域課の早朝出動の状況を相互に周知するため、DEDASUKAに入力する
- ② 市民からの除雪に関する依頼や要望に対しては、電話・メールを問わず誠実に回答し、対応可能な要望等は迅速に作業を実施するとともに、その内容を記録する。各地域課において、市の除雪体制にかかわる要望や地域課の判断によりがたい要望を受けたときは、建設課と対応を協議するものとする。

4) 連絡調整・パトロール協力体制

- ① 効果的な除排雪作業を行うため、建設部と地域課は定期的に協議・連絡調整を行い、課題・問題点等を共有するとともに対応策等を検討、確認する。
- ② 建設部内全課からなるパトロール隊を組織し、各地域局との連携を図り巡回を行うとともに、県との機能合体による幹線道路網のパトロールの協力実施により情報の共有を図り、災害の未然防止、危険箇所の早期発見に努める。
- ③ 特に、降雪期前、雪融け後に、道路にできた穴ぼこなど、補修を要する箇所について、オペレータの視点で状況を確認し、安全な除雪や自動車通行に資するため、速やかな道路維持管理に努める。
- ④ 安全な交通の確保のため、道路の穴ぼこ等、速やかな補修を行う。

V. 除雪作業マニュアル

1) 職務分掌

冬期交通確保のため鋭意努力することは勿論であるが、常に事故防止のための注意義務を絶対に怠ってはならない。

① 運行管理者（各地域課長）

運行管理者は適正な除雪路線と配車計画のもと、安全第一に直営作業または委託作業が行われるよう、常に職員及び作業員並びに委託業者を管理監督しなければならない。

また、市が管理する除雪車両の保険加入状況についてあらかじめ確認しておかなければならない。

② 運行監督者（地域課建設担当係長）

運行監督者は運行管理者を補佐する。また、適正な出動指令が発せられるよう運行指令者を監督するとともに、作業員の状況を把握し健康管理と事故防止に万全を期す。

③ 運行指令者（各地域課職員）

天候と路面状況を常に把握し、運行管理者及び運行監督者の指示の下、出動指令を発する。

④ 作業員（オペレータ・助手）

運行監督者及び運行指令者の指示の下、除雪車の運転または助手の作業にあたる。

2) 安全運行の心得

① 運転手、助手は75歳以下（昭和24年4月2日以降生まれ）とする。

① 原則として運転手、助手の2人乗車とする。ただし、一定の経験年数を有し路線の習熟度が高く、優れた運転技術を有すると認められる場合または車両への安全装置（バックモニター・ソナー・レコーダー等）による安全対策を講じた場合はこの限りではない。

② 体調管理に万全を期すとともに、絶対に飲酒運転をしないこと。体調不良または酒気帯びの自覚があるときは、乗車しないこと。

③ 運転作業中は、シートベルトが備わった車両については原則着用を義務づける。また、作業上の安全性を考慮し、必要に応じてヘルメットも着用すること。また、運転免許証、車両系建設機械技能講習修了証を携行すること。

④ 運転手、助手とも安全な作業を行うため「指さし確認」を徹底し、常に車両の前後左右に気を配り、確認・復唱をしながら安全第一で作業にあたるとともに、次に掲げる場合には必ず助手が下車して安全を確認し誘導しなければならない。

【指さし確認の方法】

例示：右下前方確認よ～し、右下後方確認よ～し、左下前方確認よ～し、

左下後方確認よ～し、後方確認よ～し、前方確認よ～し 等

【助手が下車して誘導しなければならない場合】

ア 前進・後退を続けながら作業する場合

イ 方向転換等で危険と思われる場合

ウ 見通しの悪い交差点を通過するとき

エ 他の車両や歩行者に対し、作業中の除雪車に注意を喚起する必要がある場合

オ その他、下車して安全を確認する必要があると認められる場合

- ⑤ 助手は誘導を行う際は、ヘルメット・安全ベストを着用し、誘導棒を使用すること。
また、運転手が下車して作業を行う際も、同様の装備を着用すること。
- ⑥ ロータリ除雪車においては、点検・修理を行う場合や停車している間は、オーガを回転させてはならない。
- ⑦ 2人乗車でのオペレータは、作業2時間をめどに交替すること。ただし、路線の習熟度や運転技術に差異がある場合はこの限りではない。
- ⑧ 降雪前に担当路線を巡回し、危険箇所及び支障物件の位置を十分に把握したうえ、必要な箇所に目印を設置すること。また、その情報を作業員間で共有するよう努めること。
除雪作業中に危険箇所及び路上等における支障物件を発見した場合は、無理な作業をすることなく運行指令者に連絡すること。
- ⑨ 運転技術の未熟さに起因する事故よりも、慣れによる事故が多発しているので、「～だろう運転」を避け、常に事故の発生を予見しながら作業に当たること。
また、人通りの多い地域や集落内では、急な飛び出し等が考えられるので、「～かもしれない運転」を励行し、人家の近くや交差点等は特に注意しながら徐行運転に努めること。
- ⑩ 作業開始前・終了後には担当車輛の点検を十分に行い、要修理箇所を認めた場合はすぐに運行監督者に報告し修理を行い、作業に支障のない状態にすること。
- ⑪ 作業終了後はミーティングを行い、作業中に感じた「ヒヤリ、ハット」、安全上必要と気づいた事項等について全員で話し合い、分析し事故防止に努めること。
- ⑫ もし事故が発生した場合は、事故の大小にかかわらず運行監督者に緊急連絡し、その指示に従うこと。なお、人身事故の場合は救命・救助を第一に適正な処置を行うと共に、消防署・警察署への連絡を行うこと。ドライブレコーダー搭載車においては、除雪車事故処理初動マニュアルに基づき、データ退避を遺漏なく行うこと。

3) 注意事項

- ① 冬期間はカーブ、交差点、橋りょう部、トンネルの出入口部分での交通事故が多発する傾向にあるので、ワダチ、水溜り(凍結)状態の解消に努めること。
特に、交差点部分は、できるだけ広く段差が生じないよう丁寧に除雪すること。
- ② 標識、特に「止まれ」など路側に設置された規制標識については、根入れが浅く倒れやすいので注意すること。また、歩行者用信号機の押しボタンの設置箇所、消火栓周囲についても、接触等の事故の無いよう十分注意すること。

- ③ 踏切・交差点の通行にあたっては十分注意し、事故が発生しないよう特に配慮すること。
- ④ 個人的利害のみによる無理な要求を受けた場合は、自己判断を避け運行監督者の指示を仰ぐこと。
- ⑤ マスク・手指消毒・換気等で感染症対策を徹底し、感染症予防及び感染拡大防止に万全を期すこと。

4) 作業の記録

- ① 除雪作業終了後は、車両毎の運転日報に作業内容等を記載し整理しておくこと。
- ② 道路パトロールを実施した際は、道路パトロール日誌に道路状況等を記載し、必要に応じ、これに写真を添付しておくこと。

VI. 事故対応

1) 事故対応

- ① 事故発生時は、作業員から地域課担当職員へ、地域課から建設課及び財産経営課へ迅速に通報するとともに、自動車事故処理初動マニュアル(各種資料)・除雪車事故処理初動マニュアルを参考に、被害者の救護・二重事故の防止等に努めること。
- ② 自動車保険会社へ連絡を入れる関係上、事故速報を提出すること。事故発生が夜間や休日の場合には、次の業務日の午前10時までに事故速報を提出すること。
- ③ 相手方の連絡先、保険会社の確認を行うこと。
- ④ 事故後は速やかに交通事故報告書を提出すること。

5. 豪雪時の対応

豪雪に見舞われた際の緊急時においては、前述の「4. 通常降雪時の対応」で示したもののほか、以下の項目を付加し、対応するものとする。

1) 各機関等との協力体制

- ① 重要路線を確保するため、状況に応じ夜間排雪作業を実施するものとし、必要に応じ地域課間で相互協力を図り対応するものとする。
- ② 市の除雪作業従事経験者に対し除排雪作業への協力を要請し、緊急時への対応を図る。

2) 歩道・交差点等の安全対策

- ① 建設部内全課から組織されたパトロール隊は、地域課からの要請により街路樹等の雪落とし等、歩行者の安全対策を実施する。
- ② 雪壁等により著しく見通しの悪い交差点等の箇所を発見した際は、関係地域課及び管内勤務職員との連携を図り雪の除去作業を実施する。

各種資料

市道除雪状況

(単位：km)

	市道状況			除雪実延長（級別）				備考
	市道実延長	雪寒指定延長	バス路線延長	車道除雪延長	うち県除雪	歩道除雪延長(延べ)	凍結防止剤散布延長	
1 級	352.8	303.2	75.9	319.0	15.9	76.8	52.0	
2 級	191.3	135.0	11.5	168.3	2.3	6.0	7.3	
小計	544.1	438.2	87.4	487.3	18.2	82.8	59.3	
その他	1,668.1	90.6	10.8	578.3		9.2	4.0	
合計	2,212.2	528.8	98.2	1,065.6	18.2	92.0	63.3	

(直営・委託別) 除雪実延長

(単位：km)

	車道除雪実延長	歩道除雪実延長(延べ)	認定外道路除雪延長(農林施設等)	機械除雪延長	県道交換除雪延長	凍結防止剤散布実延長
直営	508.2	47.2	1.8	557.2	0.6	26.7
委託	539.2	44.8	22.4	606.4	17.4	36.6
県除雪	18.2	－	－	18.2	－	－
合計	1,065.6	92.0	24.2	1,181.8	18.0	63.3

市が行う県道除雪延長 (単位：km)

18.0

県が行う市道除雪延長 (単位：km)

18.2

消融雪施設延長

(単位：km)

	流・融雪溝	消雪パイプ	無散水
市道	110.4	24.6	3.0
国道	27.4	－	3.3

除雪機械台数

(単位：台)

	グレーダ	ドーザ	駐車場及び雪捨て場ドーザ	ロータリ	凍結防止剤散布車	計
直営	20	62		46	7	135
委託	(貸1) 9	(貸17) 191	21	(貸1) 37	(貸2) 2	(貸21) 260
合計	29	253	21	83	9	395

※ () は内書きで、貸与の台数

直営作業人員

(単位：人)

	オペレーター	作業補助員	計
職員	10	2	12
臨時	210		210
合計	220	2	222

雪捨て場一覧

地域局	名 称	所 在 地	開場時間	備 考	開設期間
横手	第1 雪捨て場	睦成字七日市 横手川河川敷 旧東部環境保全センター敷地内	8:30 ～ 17:00	4 t 以下のダンプ等 (雪押し用ドーザ配置)	12月1日～3月31日
	第2 雪捨て場	睦成字七間川原 国道13号横手川上流 横手衛生センター付近	8:30 ～ 17:00	4 t を超えるダンプ等 (雪押し用ドーザ配置)	12月1日～3月31日
	第3 雪捨て場	前郷字元山 横手平鹿増田線 前郷墓園付近	8:30 ～ 17:00	4 t を超えるダンプ等 (雪押し用ドーザ配置)	12月1日～3月31日
	第4 雪捨て場	大沢字山下 新旭川橋上流右岸 新旭川橋付近	9:00 ～ 16:30	車両制限なし (雪押し用ドーザ配置)	12月1日～3月31日
増田	上川原雪捨て場	成瀬川右岸 (成瀬川橋上流)	8:30 ～ 16:30	4 t 以下のダンプ等 (雪押し用ドーザ適宜配置)	12月1日～3月31日
平鹿	旧浅舞中学校跡地	旧浅舞中学校グラウンド	8:30 ～ 16:30	4 t 以下のダンプ等	12月1日～3月31日
	醍醐地区交流センター北側	旧醍醐中学校敷地	8:30 ～ 16:30	4 t 以下のダンプ等 (事業系は不可)	12月1日～3月31日
	吉田地区交流センター雪捨て場	旧吉田中学校敷地	8:30 ～ 16:30	4 t 以下のダンプ等 (事業系は不可)	12月1日～3月31日
雄物川	第1 雪捨て場	雄物川右岸 (新雄物川橋下流)	8:30 ～ 16:30	車両制限なし (事業系は不可)	1月4日～3月15日
大森	第1 雪捨て場	旧大上橋橋台付近 (雄物川左岸)	8:30 ～ 16:30	車両制限なし	12月1日～3月31日
十文字	古内雪捨て場	皆瀬川右岸 (十文字大橋上流)	8:30 ～ 16:30	車両制限なし (雪押し用ドーザ配置)	12月1日～3月15日
山内	第1雪捨て場	山内庁舎後	8:30 ～ 17:00	車両制限なし	12月1日～3月31日
大雄	第2 雪捨て場	大雄字小林地内 (雄物川右岸)	8:30 ～ 16:30	4 t 以下のダンプ等	12月1日～3月31日

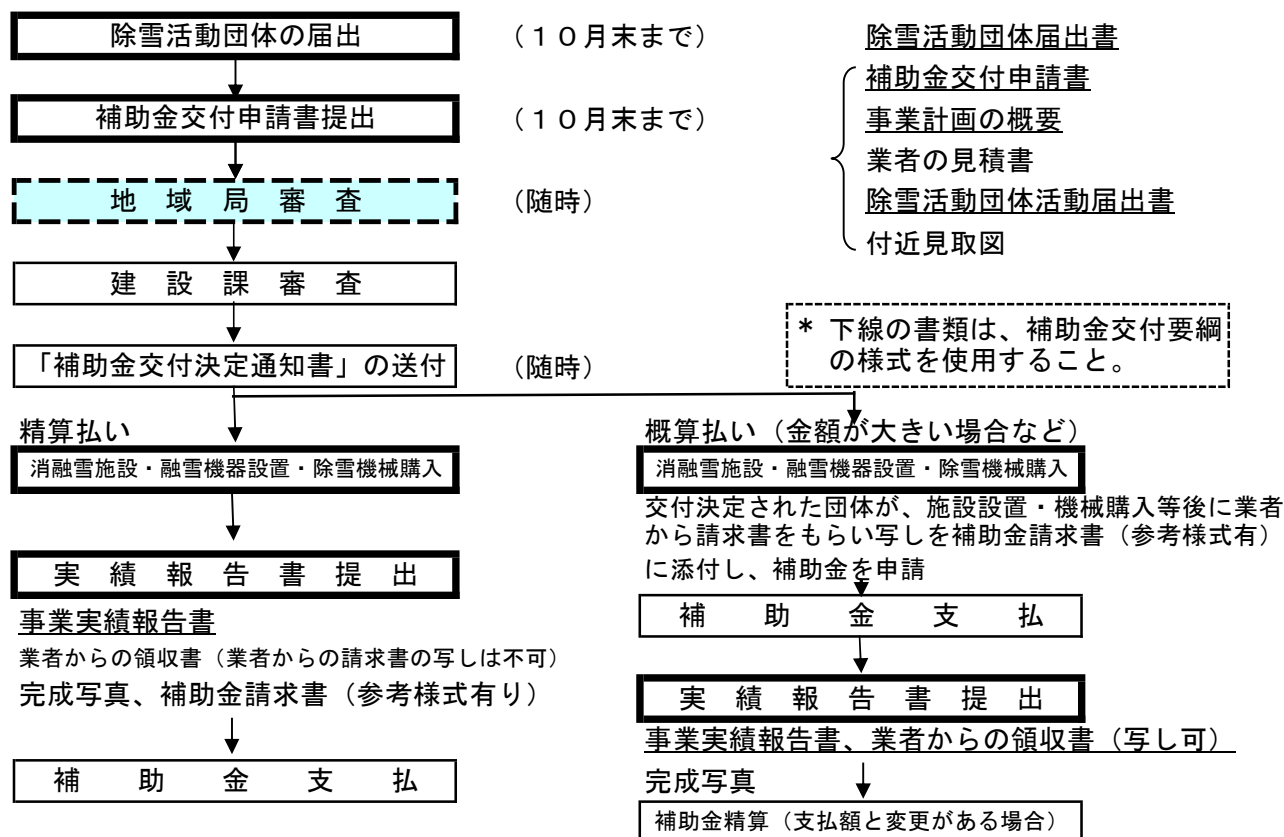
1 2) 横手市除雪活動費補助金の手続き

手 続 き

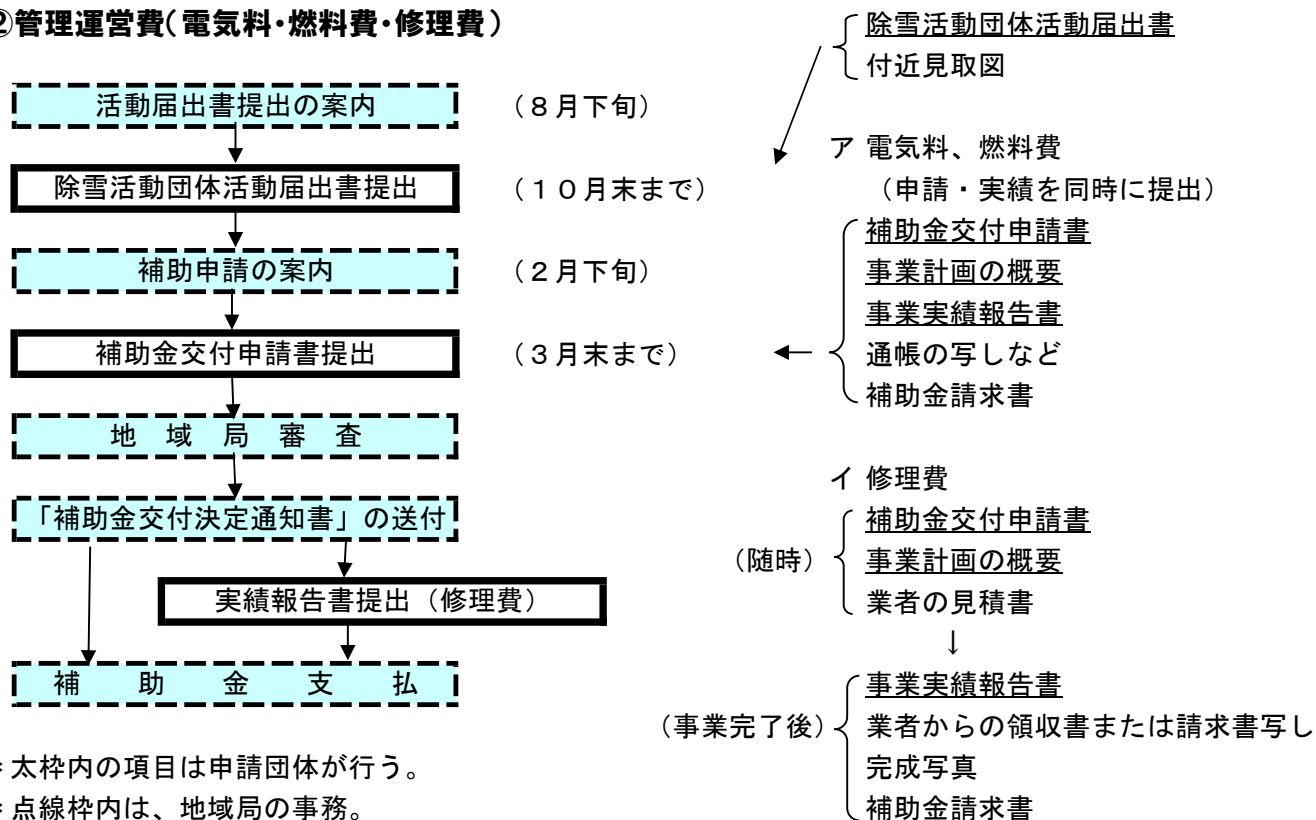
日 程

必要書類等

① 消融雪施設設置、除雪機械購入、融雪機器設置



② 管理運営費(電気料・燃料費・修理費)



* 太枠内の項目は申請団体が行う。

* 点線枠内は、地域局の事務。

施設・機械補助の要点

1 申請書受領時確認事項

- ・付近見取図は、住宅地図等を基に施設や事業の内容を把握できるものであること。
(取水井・配管位置、除排雪を行う範囲、受益世帯)
- ・提出された見取図に除雪路線を書き加えること。
- ・見積書(設計書)の内容
- ・流末の処理
- ・道路占用の有無、その可否
- ・除雪活動団体届出書は、管理運営費補助金申請に先立つものだが、後の事務をスムーズに行うため提出してもらう。

2 地域局審査

- ・申請書提出時のヒアリング及び現地確認を基に、申請が適正かどうか審査する。複数の申請があった場合、順位付けを行う。
- ・「補助金等交付申請に対する調書」に記載のうえ、申請書とともに建設課へ(申請書の写しは地域局保管)。

3 建設課審査

- ・各地域局の資料を基に、全体の審査を行う。
- ・補助採択について、決裁を受ける。
- ・申請者へ補助採択の可否を通知する。

4 地域局完了確認

- ・事業実績報告書を基に、現地確認を行い、確認調書を作成する。業者からの領収書、設置前後・納品後の写真を添付する。
- ・補助金支払のための請求書を受領し、振込先を確認する。
- ・確認調書の決裁後その写と請求書を建設課へ

5 建設課補助金支払

- ・地域局から確認調書の写しと請求書を受領後、直ちに支払い手続きを行う。

※補助金概算払いの場合は、フロー図参考のこと

管理運営費補助の要点

1 除雪活動団体届出

- ・除雪活動団体は、活動届出書を毎年10月末までに提出しなければならない。
したがって、地域局で把握している各団体へ届出用紙を送付し、提出を促すこと。
- ・市(旧市町村を含む)の補助により設置または購入した施設・機械でなくとも、管理運営費の補助対象とすることができる。

2 補助申請受領

- ・補助申請は、施設新設・新規購入については10月末日まで、その他電気料等維持管理費については3月末日までに行わなければならない。電気料と燃料費は、実質的に2月分までを補助対象とすることになる。
3月分は翌年度の申請とする。

- ・電気料と燃料費の補助申請の際は事業実績報告書をあわせて提出してもらう。
実績報告には、口座引き落としの通帳の写しなどを添付する。

- ・修理費の補助申請は随時受け付けるものとする。

3 審査・完了確認・支払

- ・事務は全て地域局で完結する。(建設課への合議は不要。)

4 その他

- ・管理運営費補助は全て地域局所管の予算である。不足が生じないように、12月補正または専決により措置する必要がある。

生活道路除排雪協働事業制度の利用基準

① 制度の利用申し込み

- ・ 制度を利用しようとする除雪活動団体は、毎年10月末までに当該年度の「除雪活動団体届出書」を各地域局地域課へ提出する。
- ・ 除雪活動団体は、除排雪作業実施希望日の1週間前までに「生活道路除排雪協働事業活動申請書」を各地域局地域課へ申し込むと同時に作業を依頼する業者へ連絡する。
- ・ 借上経費の負担は、除雪機械（タイヤショベル、タイヤドーザ等）経費を市側で、排雪運搬用ダンプ経費を地元側で負担する。
- ・ 市側又は地元側の一方で経費を負担する機械（ダンプ）のみを使用する場合は、経費の6割を市側負担、4割を地元負担とする。
- ・ 作業終了後は、作業前・中・後の写真を添付し「生活道路除排雪協働事業 活動状況報告書」を各地域局地域課へ提出する。

② 制度の利用ができる場所

- ・ 生活道路除排雪協働事業が利用できる場所は、次のとおりとする。
 - ア 狭隘などを理由に通常の除雪車が進入できず、小型除雪車による除雪に頼らざるを得ない市道
 - イ 排雪作業の実施優先順位が低い市道
 - ウ 日常的に複数の住戸の利用に供している私道

③ 制度の利用期間

- ・ 生活道路除排雪協働事業の利用期間は、12月から翌年の3月末日までとする。

④ 除雪機械、ダンプの借上単価

- ・ 除雪機械並びにダンプの借上単価は、年度毎の全市統一単価による。